

「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」

(第6回)

平成 25 年 4 月 11 日
午後 3 時 30 分～
協会 第 1 会議室

次 第

1. トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について

2. その他

以 上

トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について

1. 本制度導入の趣旨

要 綱 案（アンケート時）	備 考
1. 本制度導入の趣旨 顧客の適切な投資判断のための環境を整える観点から、顧客が保有する投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含む運用損益（以下「トータルリターン」という。）を把握することを可能とするため、トータルリターンの計算及び通知に係る制度を導入する。	

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
1. 本制度導入の趣旨 顧客の適切な投資判断のための環境を整える観点から、顧客が保有する個々の投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含むトータルリターンを把握することを可能とするため ¹ 、トータルリターンの計算及び通知に係る制度を導入する。	・トータルリターンを表現する用語については、「投資損益」、「運用損益」、「累積損益」等、各協会員が適当と考える表現を使用してよい。

2. 対象とする投資信託の範囲（1）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
2. 対象とする投資信託の範囲 （1）本制度は、投資信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（金商法第 2 条第 4 項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。以下同じ）が行われたものを対象とする。 ※以下、「投資信託受益証券」と「外国投資信託受益証券」を総称して「投資信託」と言う。	・いわゆる投資信託及び外国投資信託を対象とし、投資証券及び外国投資証券は対象としない。 Q1：複数の会社型外国投資信託が国内募集されており、これは外国投資証券に該当するが、対象とすることで良いか。なお、左記の要綱案では対象となっていないので、対象とする場合には要綱案の修正が必要となります。 ・いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。

（ご意見等）

A1 ・いわゆる公募投資信託が対象となっている一方、国内募集された会社型投資信託を対象外とすることには合理的な理由は無いと思われる。公募投資証券および公募外国投資証券も対象とすべきであると思われる。（他、同様の意見6社） ・会社型外国投資信託を対象とするか否かは各社の判断で良いと思われます。 ・対象としなくてよいと考える。外国投資証券の受益者自体限られており、かつ販売する会社も必ずしも多くなく、投資信託を販売する金融機関全体を対象とする制度として当初から含む必要はないと思われる。

¹ この表現は金融庁投信ワーキング報告書を参考とした。

但し、取扱い会社個々の判断で、通知可能とすればよいと考える。 ・会社型外国投資信託は外国投資証券に該当するが、取扱開始から時間が経っているものが多く、実際の勧誘・販売はほとんど行われていないと考えられることから、対象外としても問題ないのではないか。（実態調査は必要）
各種意見 ・いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としないことにつき、特段の異論ない。 ・投資信託で売出しが行われたものとは、どのような場合が該当するのか。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
2. 対象とする投資信託の範囲 （1）本制度は、投資信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、<u>及び外国投資証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）</u>のうち、募集（金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（金商法第 2 条第 4 項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。以下同じ）が行われたものを対象とする。 ※以下、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」<u>及び「外国投資証券」</u>を総称して「投資信託」と言う。	・<u>契約型の投資信託及び外国投資信託に加え、会社型の外国投資証券も対象とする。</u> ・いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。 ・<u>外国不動産投資証券（REIT）は、（1）の段階では対象外としない（海外上場銘柄は、（2）①で対象外となる。）。</u> <u>○外国投資証券を対象とする一方で国内の投資証券を対象外とすることでよいかは、今後の検討課題。</u>

2. 対象とする投資信託の範囲（2）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）上記（1）に該当する投資信託であっても、以下に掲げるものは本制度の対象外とすることができる。 ① 取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われている投資信託 ② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得する投資信託 ③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有する外国投資信託 ④ <u>累積投資契約（金商法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する契約をいう。）が締結されている公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号に規定する投資信託をいう。）</u> ⑤ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第 6 条<u>各項に規定する</u>勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第 13 条の 20 に規定する通知）される投資信託、及びこれらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託	Q1：対象外とされる投資信託に過不足はないか。 ・商品性や価格について周知性が高く、<u>運用損益</u>を通知する必要性が低いと考えられるため、いわゆる ETF（上場投資信託）は対象外とすることができる。 ・別途運用成績が定期的に通知されているため、いわゆる SMA やファンドラップ等は対象外とすることができる。 ・時価の変動がなく、<u>運用損益</u>通知になじまないため、いわゆる MRF や MMF（外貨建てを含む。）は対象外とすることができる。 ・利金・償還金での自動買付等があり、<u>運用損益</u>通知になじまないため。 Q2：左記④に含まれる投資信託の範囲（公社債投資信託全般ではないと考えてよいか）についてご確認下さい。 ・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・「これらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託」としては、ミリオン<u>（給与天引きにより買い付けられる投資信託）</u>が

⑥ 確定拠出年金制度（確定拠出年金法第 2 条に規定する <u>年金</u> ）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託 ⑦ 協会員が顧客から保管の委託を受けた又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託のうち、当該協会員との間で買付け契約を締結したものではない投資信託	想定される。 ・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・累計買付金額や累計受取分配金額が把握できないため。 ・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管を含む。）された投資信託は、当該顧客が自社において買付けを行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として計算対象としてもよい。 ・ <u>障害者マル優適格公社債投資信託は、トータルリターン</u> の計算、 <u>通知の対象とする。</u>
---	--

（ご意見等）

A1 ・過不足ないと思われます。（他、同様の意見 5 社） ・当社では、給与天引でミリオンを買い付けていた投資家が退職した場合に、ミリオンを売却せず移管するケースがある（新規でミリオンを始めることはできない）。⑦によりミリオンを対象外とすることも可能だが、むしろ、⑤の対象として、「退職後に証券口座に移管したファンドを含む」などの対応をお願いしたい。 ・当社ではルクセンブルク市場に形式上場している外国投資信託がある。これらは対象外とすることもできるが、当社では個別銘柄を対象外とする処理の方が煩雑になると考えられるため、通知する方向で考えている。規定上対象外であっても、各社の判断で記載することには問題ないと解してよろしいか。 ・ミリオンについては、「これらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託」に該当するとの理解でよろしいか。 ・当社にはリタイアメントサービスプランと呼ばれるサービスがあり、前払い退職金の課税部分について給与天引きで累投契約による投資信託の買付を行っている。（財形、確定拠出年金制度とも異なる。）退職前は専用部店で管理しているが、退職に伴い一般営業部店に部店変更し、預りを管理することとなる。このように社内で移管が生じる場合には、他社からの移管の場合と同様に対象外とすることができると考えてよいか。また、新店の口座への入庫日の時価等を用いることもできると考えてよろしいか。 ・当初は、外国投資信託は対象外とすべきと考える。理由としては、外国投資証券と同様で、金融機関全体を対象とする制度として当初から含む必要はないと考える。
A2 ・問題ありません。（他、同様の意見 2 社） ・日本の公社債投信の元本の安定性の高さを考えると、公社債投信全般を除外してもいいのではないか。例えば分配金受取コースの公社債投信も除外してもいいのではないか。 ・公社債投信は基本的に、決算時点で元本を超える部分を全額分配金として払出し、元本金額で追加設定することとなっております。決算日以外の日に時価で追加設定することが認められないなどの制約があることから、新規に設定されるファンドもごく僅かであります。したがって、通知制度の対象から公社債投信全体を除外してはいかがでしょうか。 ・国内籍の公社債投資信託は、MR F やMMF 等と同様に時価の変動が少なく、運用損益通知になじまないと思われる。累積投資契約の有無に関わらず、対象外としても良いのではないか。ファンド数は多くは無いが、自社において公募の累積投資契約締結以外の公社債投資信託の取扱い有り。 ・④について、累積投資契約に基づかない公社債型投信（一般口）の買付けは対象となりますでしょうか。システム対応の負荷から、「マル優」の場合は対象外としていただきたい。 ・事故処理により入庫した場合の取扱いについても検討する必要がある。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（２）上記（１）に該当する投資信託であっても、以下に掲げるものは本制度の対象外とすることができる。 ① 取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われている投資信託	・商品性や価格について周知性が高く、 <u>トータルリターン</u> を通知す

要 綱 案（修 正 版）	備 考
② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得する投資信託	る必要性が低いと考えられるため、いわゆる ETF（上場投資信託）や <u>上場不動産投信（リート）</u> は対象外とすることができる。
③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハマでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有する外国投資信託 ²	・別途運用成績が定期的に通知されているため、いわゆる SMA やファンドラップ等は対象外とすることができる。 ・時価の変動がなく、 <u>トータルリターン</u> の通知になじまないため、いわゆる MRF や MMF（外貨建てを含む。）は対象外とすることができる。
④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号 <u>イ又はハに掲げる投資信託</u> をいう。）	・利金・償還金での自動買付等があること、また、 <u>基本的に決算時点での元本を超える部分を全額分配金として払出し、元本金額で追加設定することとなっていることから、トータルリターン</u> の通知になじまないため。 ・ <u>左記④に外国投資信託は含まれない。</u>
⑤ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項にそれぞれ規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第 13 条の 20 に規定する通知）される投資信託、及びこれらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託	・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・「これらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託」としては、ミリオンが想定される。
⑥ 確定拠出年金（確定拠出年金法第 2 条第 1 項に規定する <u>確定拠出年金</u> ）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託	・別途運用成績が定期的に通知されているため。
⑦ 協会員が顧客から保管の委託を受けた又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託のうち、当該協会員との間で買付け契約を締結したものではない投資信託 <u>ただし、合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記（3）のとおり取り扱う。</u>	・累計買付金額や累計受取分配金額が把握できないため。 ・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管を含む。）された投資信託は、当該顧客が自社において買付けを行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として計算対象としてもよい。

² 金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号を参照した。

2. 対象とする投資信託の範囲（3）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（3）協会の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、可能な限り被合併会社又は分割会社から情報を引き継ぎ、トータルリターンの計算、通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの計算、通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額としてもよい。	・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額としてもよいこととする。 Q1：情報の引継ぎが困難である場合、合併・分割の前の累積分配金について計算することができるか。

（ご意見等）

A1 ・情報の引継ぎが困難な場合が、データの欠落であるならば計算を行うことはできない。（他、同様の意見 5 社） ・存続システム・廃止システムのデータの仕様によっては、合併・分割前の累積分配金等について計算できない可能性も十分にある。したがって、通知の対象としつつ、「累計受取分配金額等が計算できない」旨を表示する等の対応も許容すべきと考える。 ・過去の事案については、累積分配金の情報を引き継いでいなかったため対応は困難であるが、データの貯め込みが制度の開始日以降であれば、対応は問題ないものと思われます。 ・制度開始後であれば非存続会社のシステム上も累積分配金のデータは何らかの形で保有しているのではないか。その場合には、できる限りの範囲で計算・通知を行わねばならないものと考えている。
各種意見 ・上記（2）⑦で「事業譲渡に伴う移管がなされた投資信託」を対象外とすることとしながら、（3）で「合併・会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託」を対象とする理由を確認したい。 ・要綱案では、存続会社・承継会社が消滅会社・分割会社の情報を引き継ぐことを前提としているが、顧客の投資信託受益証券の管理等がシステムに依拠していることに鑑みると、消滅会社・分割会社のシステムを存続システムとすることにより、実質的に消滅会社・分割会社が存続会社・承継会社から情報を引き継ぐことも想定される。したがって、両面を想定した表現にすべきものとする。 ・各社事由により情報の引継ぎが困難であるケースが想定されることから、入庫日の時価等を使用可能とするなど、簡便な計算要素での通知を可能としておくべきと考えます。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（3）協会の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、可能な限り被合併会社又は分割会社から情報を引き継ぎ、トータルリターンの計算、通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの計算、通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、 <u>入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算において考慮しない等の対応を行うことができる。</u>	・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや <u>入庫前の分配金を考慮しないことも認めることとする。</u>

3. 各種投資信託等の取扱い

要 綱 案（アンケート時）	備 考
3. 各種投資信託等の取扱い （1）アンブレラ型ファンド サブファンド毎にトータルリターンを計算、通知する。 （2）ブルベア型ファンド ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算、通知する。 （3）一般口と累積投資口	Q1：（1）（2）（特に（2））の商品は比較的頻繁な売買（いわゆるスイッチング）が想定されるが、計算基準日現在で残高のない投資信託（売却銘柄）については通知の対象外とすると（ただし、項番 10 参照）、顧客の認識する当該ファンドの損益とは異なるものとなるおそれがあるが、左記の考え方でよい。

一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算、通知する。 (4) 複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル）において顧客が同一の投資信託を保有している場合 以下のいずれでも良いこととする。 ①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算、通知する。 ②複数の営業所や複数の販売チャネルで保有している場合でも、一の投資信託には一のトータルリターンを計算、通知する。 (5) 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合 顧客の保有期間中に受益証券の分割、併合がなされても、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算、通知する。 顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされた場合、<u>併合により消滅する投資信託を保有していた顧客に割り当てられる投資信託については、トータルリターンを計算、通知する必要はない。一方、併合により存続する投資信託を保有する顧客については、当該顧客の全保有期間（併合前を含む。）のトータルリターンを計算、通知する。</u>	・②は、いわゆる名寄せを行い、名寄せ後のトータルリターンを計算、通知する方法である。
--	---

（ご意見等）

A1 ・問題ありません。（他、同様の意見 3 社） ・(1)(2)アンブレラ型ファンド、ブルベア型ファンドについても、銘柄別に計算する必要があるため、左記の考え方で問題ありません。 ・(2) は商品の性格上、損益の認識が受益者に十分あると思われるため、「トータルリターン通知制度」の対象外にすべきと考える。 ・ブルベア型ファンドについて、合算してトータルリターンを計算することはシステム的に困難です。一方、ブルベアファンドを売買する顧客は、自身で損益管理を行っていることが想定され、別々にトータルリターンを計算・通知した場合、顧客の把握する損益と異なるものとなり、かえって顧客に誤解を与えるおそれがある。別々にトータルリターンを計算することは可能だが、トータルリターンの本来の趣旨を考慮すると、ブルベアファンドは対象外とすることが適切ではないか。
各種意見 ・可能であれば以下（3）のコメントの点を望みます。 （3）一般口と累積投資口の取扱いは、規定する必要はないように思われます（販売会社で決める）。現在の自社のシステム仕様は合算。ただし、仕様変更により別にすることも可能。 ・（1）、（2）と書き分けられているが、ブルベア型ファンドもアンブレラ型ファンドの1つであるため、（1）のみ記載することでよいのではないか。本来、全部売却した時点でトータルリターンの計算は一旦リセットされるものと解しているが、「ブル型、ベア型の別に」と記載されていると、これらを積み上げなければならないかの様な誤解を生じるのではないか。 ・(3)一般口と累積投資口の別に計算することで問題ありません。 ・(4)名寄せ前、名寄せ後、いずれの数値でも通知可能であることで、問題ありません。（複数チャネル、ISA口座での取引を考慮した場合） ・(5)非存続銘柄の情報を、存続銘柄に引き継ぐことができることを条件に、システム上、計算可能となります。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
3. 各種投資信託等の取扱い (1) アンブレラ型ファンド サブファンド毎にトータルリターンを計算、通知する。 (2) ブルベア型ファンド ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算、通知する。 (3) 一般口と累積投資口 <u>以下のいずれでも良いこととする。</u> ①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算、通知する	<u>○ブルベア型ファンドも対象とすることでよいかは、今後の検討課題。</u>

要 綱 案（修 正 版）	備 考
<u>②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算、通知する。</u> （４）複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル）において顧客が同一の投資信託を保有している場合 以下のいずれでも良いこととする。 ①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算、通知する。 ②複数の営業所や複数の販売チャネルで保有している場合でも、一の投資信託には一のトータルリターンを計算、通知する。 （５）顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合 顧客の保有期間中に受益証券の分割、併合がなされても、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算、通知する。 顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされても、<u>新設される投資信託についてトータルリターンを計算、通知する。この場合、新設される投資信託の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託の累計受取分配金はトータルリターンの計算において考慮しない等の対応を行うことができる。</u>	・②は、いわゆる名寄せを行い、名寄せ後のトータルリターンを計算、通知する方法である。 ・投資信託自体の併合の場合には、<u>新設の投資信託に旧投資信託の全てが併合される（新設併合のみであり、吸収併合はない。）。</u>

4. 対象とする顧客の範囲

要 綱 案（アンケート時）	備 考
4. 対象とする顧客の範囲 個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。ただし、特定投資家や法人顧客を対象としてもよい。	

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。 ただし、法人顧客について、異なる計算方法で通知してよいかとの質問があった。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
4. 対象とする顧客の範囲 個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。ただし、特定投資家や法人顧客を対象としてもよい。	

5. トータルリターンの計算方法（１）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
5. トータルリターンの計算方法 （１）以下の計算式により算出された金額をトータルリターンとする。 （「①計算時点の評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」	・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。 Q1：「売付金額」、「買付金額」という用語（この制度内において定義する用語）でよいか。

（ご意見等）

A1
・投資家にとって馴染みのある表現が相応しいと考えるため、「売付金額」「買付金額」でよいと考える。（他、同様の意見 6 社） ・特段問題ありません。（実際にトータルリターンを通知する際に使用する用語は、同義であれば問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。例：「売却金額」、「購入金額」） ・「売付金額」「買付金額」との用語が制度要綱上の用語であり、顧客宛て通知に使用する表現は各社の任意であることを前提として、特段の意見ない。 ・この表現でもかまいませんが、投信協会が目論見書の表記を「購入」、「換金」で統一しているので、「購入金額」、「換金金額」とした方が良いのではないのでしょうか。 ・「約定金額」と「受渡金額」を区別するため、「売付金額」→「売却受渡金額」、「買付金額」→「買付受渡金額」の表現への統一を提案いたします。
各種意見
・当社は、①時価評価額＋②受取金額－③投資金額とする方向でシステム対応を進めている。なお、②受取金額は、売付金額＋受取分配金額合計である。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
5. トータルリターンの計算方法 （1）以下の計算式により算出された金額をトータルリターンとする。 （「①計算時点の評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」	・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。

5. トータルリターンの計算方法（2）①

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）計算式における国内投資信託の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ①計算時点の評価金額とは、当該投資信託の計算時点の基準価額に当該顧客の計算時点の保有口数を乗じた金額とする。 計算時点の評価金額＝〔計算時点の基準価額〕×〔計算時点の保有口数〕÷〔計算口数〕	Q1 ：評価金額についての定めとして、「①基準価額で統一」、「②解約価額で統一」、「③基準価額と解約価額の併記」のうちどのよう にすべきか。 Q2 ：上記①又は②のうち、システム上対応が不可能又は困難なもの があるか。

（ご意見等）

A1
・同一の投資信託を複数の販社で購入したとき、販社によって、「評価金額」に違いがあると、投資家の間で混乱が生じると思われるため、①がよいと考える。 ・「①基準価額で統一」を原則とし、既に解約価額での通知を行っており継続性の問題から変更が難しい販売会社については可能とする条件付併記ではどうか。基準価額は新聞等に公表され一般的であり、定期報告を行う取引残高報告書も基準価額を用いるため、統一されているほうがよい。 ・現在、新聞や委託会社HPが基準価額表記であるため「①基準価格で統一」がよいかと思います。 ・「基準価額で統一する」として、解約時に留保金を支払うファンドにあっては、別途、その旨（実際に換金する場合には、別途、留保金を支払う必要があります）を記載する必要があるのではないのでしょうか。 ・解約価額は、一般に信託財産留保額が必要なファンドに関するものです。実際には、信託財産留保額が不要なファンドも多く、その場合、解約価額は用いません。一方、基準価額は全てのファンドに共通したものです。従って①の基準価額で統一が望ましいと思います。 ・当社では取引残高報告書に記載するご参考価格に基準価額を用いているため、顧客の混乱を防ぐため評価金額には基準価額を用いることを考えている。①とすべきではないか。 ・「解約価額」の使用が投資家の取引の判断材料としては好ましいとも考えられる一方で、外国投信については「解約価額」が発表されていないことを考慮すると、計算要素を統一するという観点から、①「基準価額」に統一すべきと考えます。

・基準価額、解約価額のいずれでもよいこととすべきと考える。顧客が投資判断を行うにあたっては、解約によって受け取ることが見込まれる金額を把握したいと考えられる。他方、他の通知物（取引残高報告書）に同封することによる通知を想定しているような場合には、表示内容の相違（取引残高報告書は基準価額）による混乱も想定される。したがって、各社の判断により対応し得るような制度内容が望ましいと考える。 ・③基準価額と解約価額の併記とすべき。 ・顧客が実際に受取る金額という観点からは「②解約価格」で統一すべきと考えますが、基準価額と解約価額のどちらかを選択できるようにすることも可と考えます。
A2 ・対応は可能です。 ・どちらもシステム対応は可能。ただし、以降の全てのケースに言えることだが、複数基準の併記の場合、販売会社で判断が異なる可能性が高く、システム会社としても販売会社により異なる対応が必要となり、コスト増に繋がることを懸念しています。システムコスト軽減のためには統一基準の採用が望ましい。 ・①が望ましいと考えられますが、②のシステムの対応も可能。 ・①または②のどちらとなってもシステム対応は可能です。 ・②の場合、システム改修が必要となり困難が伴います。 ・「解約価額を用いる」方向でシステム対応を進めており、「基準価額」への変更は困難な状況である。 ・「②解約価額」で対応しています。 ・③は顧客の混乱を招くだけであり困難。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（２）計算式における国内投資信託の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ①計算時点の評価金額とは、当該投資信託の計算時点の基準価額に当該顧客の計算時点の保有口数を乗じた金額とする。 計算時点の評価金額＝〔計算時点の基準価額〕×〔計算時点の保有口数〕÷〔計算口数〕 <u>（注）基準価額に代えて解約価額を用いてもよい。</u>	○解約価額は新聞等で確認できないため、解約価額を用いる場合は、その旨を明記する、又は予め周知するよう努めるものとする、といった措置が必要かは、今後の検討課題。

５．トータルリターンの計算方法（２）②

要 綱 案（アンケート時）	備 考
②累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕 分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（分配金率×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕	・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額をいう。 Q1：分配金受渡金額を税引後とすることに問題はないか。 Q2：評価金額を基準価額とすることと、税引後の分配金で計算することに矛盾はないか。 Q3：累積投資口の再投資分についての定めとしては、「①累計分配金額及び累計買付金額の両者に含めないことで統一」、「②両者に含めることで統一」、「③含める、含めないの併記」のうちどのようすべきか。

	Q4：上記①又は②のうち、システム上対応が不可能又は困難なものがあるか。
(ご意見等)	
A1	
・税引後で問題ないのではないか。譲渡益課税に統一後の「売付金額」についても実質的に税引前の売却金額となることから、分配金についても税引前分配金とするほうが適切であるとも思われるが、実際の顧客受取額は税引後であることや、既に通知を行っている販売会社が税引後で処理を行うのが主流であること、販売会社間の統一感、システムコスト等を考慮すると、税引後で問題ないのではないか。（他、同様の意見 7 社）	
・分配金受渡金額については、税引後とすることで問題ないと考えます。但し、他の投信の損益や株式損益との損益通算による税の還付金までを考慮することはシステム上不可。	
・当社では税引き後の受渡金額を保持しておらず対応は不可能。税引き前の金額を用いることを可としていただきたい。	
・税引前および税引後を併記し、トータルリターンにはそのどちらを使用しているかを明示する（どちらを選ぶかは販売会社の任意）取扱いがよいと考えます。	
A2	
・分配金は既に支払われ確定したものであり、評価金額は確定していないので、問題ない考える。（他、同様の意見 7 社）	
・当社では統一的に税引前の金額を用いるべきと考えている。	
・評価金額は基準価額ではなく解約価額にすべきと考えていますので、評価価額を解約価額とすれば矛盾は生じないものと考えます。	
・上記の通り、課税関係を全て考慮した計算結果の提示は行えないことが前提となることから、本制度においては計算方法を統一し、顧客への説明を十分に行うこととすることが妥当と考えます。	
A3	
・「①累計分配金額及び累計買付金額の両者に含めないことで統一」がよいと思います。（他、同様の意見 6 社）	
・累積投資口の再投資分については、累計分配金額・累計買付金額の両者に含める・含めないいずれでもよいこととすべきと考える。顧客が投資判断を行うにあたっては、自らが出捐した金額に対する損益を把握したいと考えられ、その場合は再投資分を含めないこととなる。他方、例えば、日本版 ISA について、再投資分も非課税投資枠に含まれることによる非課税投資枠の管理というニーズ、非課税投資枠を超過する再投資分を課税口座で自動的に購入するような対応等を想定した場合、再投資分を含めることも考えられる。したがって、各社の判断により対応し得るような制度内容が望ましいと考える。	
・①又は②のいずれかです。併記は混乱を招くだけだと思います。	
・「③含める、含めないの併記」とすべき。	
・当社の仕様は未確定であるが、各社の考え方があるものと思うので③としていただきたい。	
A4	
・どちらでも対応可能。（他、同様の意見 3 社）	
・「累積投資口の再投資分を含めない」方向でシステム対応を進めており、「含める」への変更は困難な状況である。	
・①又は②のいずれであっても、システム対応の負荷は大きいです。現状、分配金の支払いと支払い後の再投資は、別の取引として処理しているため、両方の取引を紐付ける大規模なシステム改修が必要となります。	
・Q 3 における②③は対応困難です。	
・②について、システム上、過去の遡及対応が不可との制約があります。	
各種意見	
・分配金受渡金額の計算式は、規則として定める必要はないと考えます。「分配金受渡金額は、顧客の分配金受取額（税引き後）」などと文章で定義するべきと考えます。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
②累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕	・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額をいう。

要 綱 案（修 正 版）	備 考
分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（分配金率×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕 （注１）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加えてもよい。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも加えること。 （注２）分配金受取金額は税引前の金額を用いてもよい。	

5. トータルリターンの計算方法（2）③

要 綱 案（アンケート時）	備 考
③累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕 売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金に係る税額〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕	・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額をいう。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保金額を引いた価額をいう。 Q1：評価金額を基準価額とすることと、解約価額で計算することに矛盾はないか。

（ご意見等）

A1 ・解約価額は確定しており、評価金額は確定していないので基準価額で矛盾があるとは考えない。（他、同様の意見 6 社） ・売却時にかかるコストも勘案して評価金額を厳密で算出するのであれば、信託財産留保額と更に解約に係る換金手数料額等も勘案する必要があるのではないか。評価金額はあくまでも評価として一般的な基準価額で、既に損益が確定している部分については、実際の解約価額で計算することで問題ないのではないか。 ・課税関係を全て考慮した計算結果の提示は行えないことが前提となることから、本制度においては計算方法をいずれかに統一し、顧客への説明を十分に行うこととすることが妥当と考えます。外国投信については解約価額を発表していないため、システム対応不可。
各種意見 ・「換金に係る税額」については、「譲渡益税額については含めない」との表現を入れていただきたい。譲渡益税については、非特定口座や源泉徴収なしの特定口座では計算しないのに加え、源泉徴収ありの特定口座でも株式等の損益と併せて計算を行いますので、その売却に対しての「換金にかかる税額」として計算することはできない。実質的に「換金に係る税額」として計算できるのは、現状では公社債投信のみと考えられます。 ・個人客を対象とし、株投を例とした場合、[換金に係る税額] は、特定口座客のみ算出される。一般口座客は各社算出していないものと考えられるため、計算ロジックに含めないほうが望ましいと思われます。 ・[換金に係る税額] を考慮するという議論は行ってきたおらず、また、特定口座においては損益通算により税額が異なり得ることに鑑みると、[換金に係る税額] は削除すべきと考える。 ・[換金に係る税額] については、投資信託受益証券の特定口座での受け入れ・損益通算の開始前後で計算方法を異ならせており、平成 20 年 12 月 31 日までの解約分については税額を考慮し、それより後の解約分については考慮していない。引き続き当該内容でシステム対応を進めており、変更は困難な状況である。 ・そもそも、取引報告書において顧客の受け取ることとなる金銭の額を記載することが求められていないため（金商業等府令第 100 条第 1 項）、当社では税引き後の売却金額のデータを保持していない。このため、税引き前の金額を用いることを可としていただきたい。 ・売却金額の計算式は、規則として定める必要はないと考えます。備考欄にあるとおり「売却金額は、換金時のいわゆる精算金額」などと文章で定義するべきと考えます。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
③累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕 売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕	・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額をいう。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保金額を引いた価額をいう。

5. トータルリターンの計算方法（2）④

要 綱 案（アンケート時）	備 考
④累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額（販売手数料及び消費税額を加算した額）の累計をいう。よって、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が追加買付を行った場合は、当該追加買付における買付金額を含む。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕	・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。

（ご意見等）

各種意見

・買付金額の計算式は、規則として定める必要はないと考えます。備考欄にあるとおり「買付金額は、買付時のいわゆる精算金額」などと文章で定義するべきと考えます。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
④累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額（販売手数料及び消費税額を加算した額）の累計をいう。よって、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が追加買付を行った場合は、当該追加買付における買付金額を含む。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕 <u>（注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加える場合は、累計買付金額にも再投資分を加えること。</u>	・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。

5. トータルリターンの計算方法（3）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（3）外国投資信託の各計算要素の数値は、上記（2）に準ずる。	

（ご意見等）

各種意見

・計算要素において「解約価額」の適用が不可となります。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（３）外国投資信託の各計算要素の数値は、上記（２）に準ずる。	

５． トータルリターンの計算方法（４）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（４）外貨建の投資信託については、建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算、通知する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算、通知してもよい。	・建通貨（外貨）ベースでのトータルリターンの計算とした場合に、当該通知に加え、各社において円貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することは妨げない。 Q1 ：外貨ベース、円貨ベースの両者を義務付けることも考えられるが、左記のとおりでよいか。 Q2 ：各社において、外貨ベースでの買付代金（手数料、税を加味）、税引後の分配金、売却代金（手数料、税を加味）が算出できるか。 Q3 ：各社において、外貨決済の場合でも、円貨ベースでの買付代金（手数料、税を加味）、税引後の分配金、売却代金（手数料、税を加味）が算出できるか。 Q4 ：外貨換算又は円換算の際のレートについては、定めないことでよいか。

（ご意見等）

A1 ・左記のとおりでよいと考える。（他、同様の意見 5 社） ・両者を義務付けるのはシステム負担が大きい。顧客にとってもそこまでのニーズがあるようには思えない。各社が外貨ベース又は円貨ベースを任意に選択できる規定が望ましい。 ・各社により外貨決済のサービス内容が異なるため、左記の通り、外貨ベースでの計算、通知を基本とし、円貨ベースでの計算、通知を可能とすることで問題ありません。システム上の負荷から、両者の義務付けは避けていただきたい。
A2 ・システム対応により算出は可能です。（他、同様の意見 5 社） ・当社では、税引き後の分配金額のデータは外貨ベースで保持してないが、税引き前の金額を用いることを考えているため問題ない。また、売買の場合についても、税引き前の金額であれば、決済方法にかかわらず外貨ベースでデータを保有しており問題ない。 ・対応できません。
A3 ・システム対応により算出は可能です。（他、同様の意見 2 社） ・システムにおいて算出が困難。従いまして、当社は外貨ベースでの通知を選択すると思われます。 ・買付時の為替を確認する必要がある、システム対応上、困難です。 ・対応できません。（他、同様の意見 1 社）
A4 ・まったく定めないというのも問題があると思われるので、「各社が約定および分配金の処理に使用する為替レートまたは三菱東京 UFJ 銀行が発表する対顧客電信売買相場など幅広く活用される為替レートを使

用する。」などと定めてはどうか。

・共通のレートは定めず、各社毎の算出とさせていただきたいと思います。（他、同様の意見 5 社）

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（４）外貨建の投資信託については、建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算、通知する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算、通知してもよい。	・建通貨（外貨）ベースでのトータルリターンの計算とした場合に、当該通知に加え、各社において円貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することは妨げない。

6. 通知の方法（１）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
6. 通知の方法 （１）以下のいずれかの方法により、計算基準日現在で顧客が保有しているすべての投資信託（本制度の対象となる投資信託に限る。）のトータルリターンを通知する。 ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、④に該当する。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
6. 通知の方法 （１）以下のいずれかの方法により、計算基準日現在で顧客が保有しているすべての投資信託（本制度の対象となる投資信託に限る。）のトータルリターンを通知する。 ³ ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、④に該当する。

³ ①～④の記述は、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第 17 条第 1 項を参照した。

6. 通知の方法（2）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）上記（1）②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。	・同意の方法は問わない（口頭又は書面（ <u>電磁的方法</u> を含む。）のいずれでも良い。）が、ファクシミリで送ること、電子メールで送ること又は顧客専用画面に表示することについて、顧客から事前の同意が必要である。

（ご意見等）

各種意見
・同意を得るには、顧客から何等かのレスポンスが必要。新規に口座を開設する顧客であれば事前に同意を得ることは可能かもしれないが、既存顧客も含めて対応とした場合は極めて困難。同意ではなく、通知で良しとすべきではないか。既存顧客への対応としては、①口座を開設している顧客が、新たに新規のファンドを購入する場合、②口座を開設し、保有していた A ファンドを全部解約した後、新たに A ファンドを買い付けた場合が考えられる。既に口座を開設している顧客がどの時点で買い付け注文を出すかがわからない中で、事前の同意が得られなければ書面交付での対応を余儀なくされることになる。
・既に取り引報告書及び取引残高報告書の電子交付に承諾している顧客については、トータルリターンの通知も電磁的な方法によることが顧客意向に沿うものと考ええる。しかしながら、顧客から同意を得なければならないとすると、たまたま基準日までに顧客から同意が得られなかった場合には書面を送付せざるを得ず、かえって顧客の利便を損なうことが想定される。したがって、電子交付承諾済みの顧客に対しては、トータルリターンの通知についても電磁的方法により行うことを、予め通知することで同意に代えられるものとしていただきたい。（なお、電磁的方法による通知を望まない場合には、取報・取残の電子交付を含めて電子交付の解除を申し出ていただくよう顧客に案内することとなる。）
・「④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」による場合の同意取得については、取引画面上の同意ボタンのクリックでも可であることを確認したい。
・（5）との関係上、備考欄にある「顧客からの事前の同意が必要」の根拠を教えて欲しい。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（2）上記（1）②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。 <u>ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うことでよいこととする。</u>	・同意の方法は問わない（口頭又は書面（ <u>電子的方法</u> を含む。）のいずれでも良い。）が、ファクシミリで送ること、電子メールで送ること又は顧客専用画面に表示することについて、顧客から事前の同意が必要である。 <u>なお、同意の方式は、オプトアウト方式（例えば、ホームページでの通知を原則として、顧客からの申し出がある場合に限り書面で送る方法）の同意でも良い。</u>

6. 通知の方法（3）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（3）通知の具体的な方法（他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等）については定めない。	

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（3）通知の具体的な方法（他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等）については定めない。	

6. 通知の方法（4）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（4）本制度の開始後、3 年間は、上記（1）にかかわらず、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は書面（電磁的方法を含む。）のいずれでも良い。	Q1：期間は 3 年間でよいか。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。 但し、一部の委員から下記のような意見があり。 ・新たに参入する販売会社にとっては、制度開始後の 3 年ではなく、その社が制度を始めてからの 3 年後とした方が良いのではないのでしょうか。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（4）本制度の開始後、3 年間は、上記（1）にかかわらず、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①～④の方法のいずれでも良い。	

6. 通知の方法（5）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（5）上記（1）④又は（4）の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、 <u>本制度の開始後</u> 、顧客が新たに投資信託を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面（電磁的方法を含む。）により顧客に通知する。	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、事前に顧客への周知を必要とする。 Q1：通知の期間を「本制度の開始後、顧客が新たに投資信託を取得するまで」とすることでよいか。 特に、通知の始点を「本制度の開始日」とすることで問題はないか。

（ご意見等）

A1 ・問題ない考える。（他、同様の意見 1 社） ・通知の始点は「制度の公表日」とするほうが的確ではないか。 ・通知の始点が本制度の開始日となった場合に、開始当日に投資信託を買い付ける顧客に対する通知が前後する可能性があるため、本制度について公表されてから制度開始日までの間の一定期間について通知可能期間を設けて欲しい。 ・「本制度の開始後（開始日以降）、新たに取得するまで」では時間的に厳しいケースもあると思います。「制度の決定、公表後」に「制度の開始後取得する投信」について通知が受けられる旨を周知するべきかと思います。 ・「本制度の開始後、顧客が新たに投資信託を取得するまで」ではなく、「各社が制度を開始するまでに顧客に周知する」として欲しい。 ⇒「制度開始前後の一定期間、顧客に周知を行うこと」としてはどうか？（一定期間：前後 2 ヶ月程度） 本制度の開始後とした場合、照会で対応する会社において開始日に取得した顧客には、その場で顧客に書面通知が必要になり、営業店での負担が大きいのではないか。 ・当社では、「制度公表後から顧客にトータルリターン通知を行うまで」のどこかのタイミングで通知を行うことを考えている。一斉通知を行うため、制度開始後に通知をすることとなった場合、場合によっては顧客の新規買付けと前後するケースも想定される。「顧客が新たに投資信託を取得するまで」とする必要はないのではないか。

・通知の始点（開始日）については、顧客への周知期間を確保し、また通知にかかる準備期間を設ける必要があることから、「制度の公表日」以降等の通知を可能としていただきたい。
各種意見 ・当社では（１）④については全ての顧客を対象とするのではなく、取引報告書等の電子交付に承諾していただいている顧客を対象とすることを考えている。この場合、制度開始時点での通知は対象顧客（または、電磁的交付をする可能性のある顧客）に対してのみすればよいものとするのがいいか。制度開始後は、取引報告書等の電子交付承諾を得る際にトータルリターンの通知に係る同意も得ることとなる。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（５）上記（１）④又は（４）の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が本制度の開始後に新たに投資信託を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面（電磁的方法を含む。）により顧客に通知する。	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、事前に顧客への周知を必要とする。

7. 通知の頻度及び計算基準日（１）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
7. 通知の頻度及び計算基準日 （１）上記6.（１）の方法によるトータルリターンの通知は、年１回以上行う。 トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。	・計算基準日は、各社が任意で定める。 ・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年１回以上更新すれば良い。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。 但し、一部の委員から下記のような質問があり。 ・計算基準日時点で保有しているかどうかの考え方は、受渡日基準で考えるのか、約定日基準で考えるのか。これについても、各社が任意に定めることができると考えてよろしいか。 ・社内に営業店とネットなどの複数のチャネルがある場合、たとえばチャネル毎に基準日を変える（あるチャネルでは年１回の基準日、別のチャネルでは日々更新するなど）対応も可能と考えてよろしいか。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
7. 通知の頻度及び計算基準日 （１）上記6.（１）の方法によるトータルリターンの通知は、年１回以上行う。 トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。<u>なお、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。</u> また、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、<u>当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。</u>	○<u>通知の頻度について、年複数回の頻度（例えば、３ヵ月に１回以上）とすべきかは、今後の検討課題。</u> ・計算基準日は、各社が任意で定める。 ・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年１回以上更新すれば良い。

7. 通知の頻度及び計算基準日（2）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）上記6．（4）の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。	・顧客への照会に回答する場合でも、トータルリターンの計算は年1回以上行えば良い。
（ご意見等）	
各社から特段の意見は無し。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（2）上記6．（4）の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。	・顧客への照会に回答する場合でも、トータルリターンの計算は年1回以上行えば良い。

8. 通知の内容（1）

要 綱 案（アンケート時）	備 考																
8. 通知の内容 （１）顧客に対するトータルリターンの通知には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。 ①投資信託の名称 ②計算の基準日 ③評価金額 ④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 <記載例> 計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日 <table><tr><td>投資信託の名称</td><td>評価金額 [A]</td><td>累計受取分配金額 [B]</td><td>累計売付金額 [C]</td></tr><tr><td>〇〇投資信託</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td></tr><tr><td>累計買付金額 [D]</td><td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td></tr><tr><td>XXX 円</td><td colspan="3">XXX 円</td></tr></table> （注）本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円			Q1：計算要素を導出するための計算過程の説明が必要か。 Q2：「保有口数」や「評価価額（基準価額）」も含める必要があるか。 ・累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																

(ご意見等)

A1
・必要と考えます。(他、同様の意見 4 社)
・計算要素や過程の記載については、各販売会社の対応ということでよいと思います。(他、同様の意見 4 社)
A2
・「保有口数」は含めたほうが良いと考える。(他、同様の意見 2 社)
・サービスレベルの問題であり、各社で記載すべきかどうか判断すればよいのではないか。(他、同様の意見 5 社)

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考																
8. 通知の内容 （１）顧客に対するトータルリターンの通知には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。 ①投資信託の名称 ②計算の基準日 ③評価金額 ④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項（例、保有口数、基準価額（又は解約価額）等） <u>（注）通知に当たり、「評価金額」、「累計分配金額」、「累計売付金額」、「累計受取金額」、「トータルリターン」等と別の用語を用いることができる。</u> <記載例> 計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日 <table><tr><td>投資信託の名称</td><td>評価金額 [A]</td><td>累計受取分配金額 [B]</td><td>累計売付金額 [C]</td></tr><tr><td>〇〇投資信託</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td></tr><tr><td>累計買付金額 [D]</td><td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td></tr><tr><td>XXX 円</td><td colspan="3">XXX 円</td></tr></table> *本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円			・累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																

8. 通知の内容（2）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）上記（1）にかかわらず、上記6.（4）の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、少なくとも上記（1）①、②及び⑥について回答すればよい。	
（ご意見等）	
各社から特段の意見は無し。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（2）上記（1）にかかわらず、上記6.（4）の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、少なくとも上記（1）①、②及び⑥について回答すればよい。	

9. 計算期間（1）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
9. 計算期間 （1）顧客が継続して10年以上保有している投資信託については、 <u>トータルリターンの計算、通知を行う必要はない（トータルリターンの計算、通知の対象外とすることができる）。</u>	・各社の判断により、10年を超えてトータルリターンを計算、通知することはできる。この場合、計算方法等について本制度の定められた方法等に沿う必要はない。
（ご意見等）	
各種意見 ・全保有期間で計算を行うことで統一すべきではないか。10年を超えると毎年通知の都度で損益が大きく変動することや、損益が計算されないというのは本制度の趣旨から外れていないか。 ・このような定めをおいていただくことはよい。当社では、10年を超えても記載することを考えている。 ・同一銘柄を買い増したケースにおいては、10年前に取得した残高と1年前に取得した残高との判別がシステム上不可であることから、「初回買付日より10年以上経過し、継続して保有された銘柄については、追加買付けの有無にかかわらず、通知の対象外とすることができる」等、条件を明確にする必要があると考えます。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
9. 計算期間 顧客が継続して10年以上保有している投資信託については、 <u>トータルリターンの計算、通知の対象外とすることができる。</u>	・ <u>顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年以上継続して保有している場合には、対象外としてもよい。</u> ・各社の判断により、10年を超えてトータルリターンを計算、通知することはできる。この場合、計算方法等について本制度に定められた方法等に従う必要はない。

9. 計算期間（2）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（2）過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は定めない。	・過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とする。
（ご意見等）	
各社から特段の意見は無し。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
12. その他 （2）過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は定めない。	・過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とする。

10. 売却した投資信託に係るトータルリターンの計算、通知

要 綱 案（アンケート時）	備 考
10. 売却した投資信託に係るトータルリターンの計算、通知 （1）当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間（計算基準日の翌日～当該計算基準日）中に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを計算、通知する。 （2）上記（1）のトータルリターンの計算又は通知については、上記1. から9. を準用する。	・顧客が全部売却した投資信託を含めて計算期間中のトータルリターンを顧客が把握できるようにするため、また、計算基準日直前の売却勧誘を防ぐため、当該計算期間中に顧客が売却した投資信託についてもトータルリターンを通知する。 ・評価金額は「0（零）」となる。 Q1: ホームページの顧客専用画面や顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合において、トータルリターンを日々計算する（毎営業日が計算基準日）ときの取扱いについてどのように考えるか。

（ご意見等）

A1 ・顧客からの都度の問合せについて、「トータルリターンについては年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。」ということであれば、売却済みの投信についても直近の計算（最少年1回）の結果を通知することで良いとすべき。（システム開発・費用の問題） ・日々の計算については預かりについて行い、売却分については基準日の通知で行うことで問題ないのではないか。 ・システム設計の時点で日々計算する仕様とする必要があり、後発である当社は開発に要する期間の問題となります。現状では問題を認識しておりませんが、導入当初に日々計算が対応できるかどうかは不明です。 ・社内決定事項でないが、日々ホームページの顧客専用画面への表示や顧客からの照会のために社内システム内での管理を行いつつ、別途年一回以上、顧客へ書面等で交付する対応になるかと思われます。 ・ホームページの顧客専用画面の表示においては、日々のトータルリターンの更新を想定しており、毎営業日を計算基準日とすることから、「計算基準日直前の売却勧誘」等の状況が想定されません。したがって、ホームページの顧客専用画面等、通知頻度の高い通知方法においては、売却済みの投資信託についての通知は不要と考えます。
各種意見 ・売却し、現在保有していない投資信託のトータルリターンも含むのは、飛躍しすぎであるとする。そもそも、今回の「トータルリターン通知制度」は仕組みの複雑さから保有している投資信託が儲かってい

るか損しているか、受益者が把握しにくいということと、実力以上の分配金を出す投資信託が増えて分配金の多さだけに目が向けられ、実際のリターンが意識されていないことからの導入であると理解している。売却したということは、結果、儲かったか損したかは受益者は把握済みであり、今回の「トータルリターン通知制度」の趣旨からは外れるものとする。加えて、投資信託の損益は、株式との損益通算が可能であり、株式と合わせての売却の可能性もあるため、投資信託だけの損益を通知しても、意味を成さないと考える。よって、売却した投資信託のトータルリターンの通知は必要ないと考える。 ・本制度の趣旨である「保有する投信について適切な投資判断をできる環境を整備する」からすると、既に投資判断を下した途中売却分を通知する必要はないと思われます。既に通知している販売会社がある場合には、各販売会社による任意項目とし、「売却した投資信託に係るトータルリターンについても、預かりについてのトータルリターンの通知と併せて通知してもよい」と規定することではどうか。 ・計算期間中に顧客が売却した投資信託についてトータルリターンを通知する必要はないと思います。（飛躍しすぎである） ・反対します。分配頻度の多い投信が多く設定されてきたこともあり、自身で保有している投資信託の損益状況が分かりにくいという声にこたえるための議論が出発点であると思われます。売却した投信のトータルリターンの計算、通知は対応が飛躍していると思われます。 ・今回のトータルリターンの計算・通知の制度化により、年1回以上の計算・通知がなされることとなる。したがって、顧客が全部売却した場合、当該通知と当該通知の計算基準日以降の分配金および解約による受取金額を確認すればトータルリターンの把握は可能であり、その期間は1年以内とさほど長いものではない。また、計算基準日直前の売却勧誘の抑止は適合性の原則の遵守により図られるべきものである。したがって、当該定めは不要と考える。 ・ホームページ云々の前に、そもそも既に売却した投信のトータルリターンを通知することが顧客にとって。有益な情報と思えません。例えば、年1回の通知の場合、最長約1年前に売却したものを通知するケースも考えられます。計算基準日直前の売却勧誘は営業員のモラルの問題、言い換えれば各社がそれぞれ社内規則等で対応すれば事足りると思います。本件を通知することによるシステム上の負荷・費用も無視できず、断固反対します。 ・売却した投資信託のトータルリターンの計算・通知は不要だと考えます。説明にあったようなことを危惧することは理解できますが、各社の営業姿勢の問題であり、トータルリターンの規則で定める問題ではないと思います。 ・反対（売却した投信は、売却時に損益が判明することから、二重にトータルリターンの通知をする必要性がないと考えます。） ・基準日時点で保有している銘柄だけを記載すると、顧客は実現損益を把握することができなくなってしまう。また、ブルベア型投資信託などの場合には、たまたま基準日時点で保有していたコースについてだけ記載しても顧客のニーズには合わないと考えられる。このようなことから、当社では、期間内（前回基準日翌日～今回基準日）に売却した投資信託についてもトータルリターンを通知すべきと考える。なお、次回通知の際は今回通知した実現損益は通知の対象ではない。
--

【要綱案（修正版）】

- ・「7. 通知の頻度及び計算基準日（1）」参照

11. 本制度の適用について（1）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
11. 本制度の適用について （1）本制度の開始日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知しなければならない。【義務規定】	・ 想定されるスケジュールは次のとおりである。 ①パブコメ開始：25年4月、5月 ②制度の決定、公表：25年6月、7月 ③制度の開始：26年10月、11月、12月の月初 ・ 制度の開始日は、データの溜め込みを開始する日とする（通知の開始日ではない。）。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
10. 本制度の適用について （１）本制度の開始日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知しなければならない。 ⁴ 【義務規定】	・ 想定されるスケジュールは次のとおりである。 ①パブコメ開始： <u>25 年 5 月</u> ②制度の決定、公表：25 年 6 月、7 月 ③制度の開始：26 年 10 月、11 月、12 月の月初 ⁵ ・ <u>制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄を制度開始後買付けた（追加購入した）場合、正確な計算ができないため対象とはせず、制度開始日以降に新たに買付けた（新規購入した）投資信託を対象とする。</u> ・ 制度の開始日は、データの溜め込みを開始する日とする（通知の開始日ではない。）。

11. 本制度の適用について（２）

要 綱 案（アンケート時）	備 考
（２）本制度の公表日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知するよう努めるものとする。【努力規定】	・ <u>制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄を制度開始後買付けた（追加購入した）場合、正確な計算ができないため、銘柄単位で対象とする。</u> ・ 本制度の公表日前に顧客が新たに買い付けた投資信託の取扱いについては、各社対応とする。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。 但し、一部の委員から下記のような質問があり。 ・ 備考欄の記載は、制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄については、制度開始後に追加買付した場合でも、当該銘柄についてはトータルリターンの通知の対象外となる、との趣旨と解してよろしいか。仮に、制度開始後に当該銘柄を全部売却し、その後さらに新規買付した場合については、当該新規買付以降はトータルリターンの通知の対象となると解している。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
（２）本制度の公表日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知するよう努めるものとする。【努力規定】	・ 本制度の公表日前に顧客が新たに買い付けた投資信託の取扱いについては、各社対応とする。 ○過去遡及について左記のとおりで良いかは、今後の検討課題。

⁴ 制度開始時は、毎月分配型投信信託及び隔月分配型投資信託のみを対象とするとの考え方は採らない。また、外国投資信託について適用時期を遅らせるとの考え方も採らない。

⁵ 仮に平成 26 年 12 月 1 日に制度を開始した場合、計算基準日を 12 月 31 日としている会社は、平成 26 年 12 月 1 日から 31 日の間に顧客が新たに買い付けた投資信託について、顧客にトータルリターンを通知する必要がある。

12. 任意の通知への対応

要 綱 案（アンケート時）	備 考
12. 任意の通知への対応	Q1：各社における任意の対応として、制度を超えた計算、通知を行う場合については、何も定めないことでよいか。

（ご意見等）

A1
・サービスレベルの問題であり、各社で判断すればよいのではないか。（他、同様の意見 4 社）
・「制度の要件を満たしていることを条件に、制度を超えた計算、通知を行ってもよい」とすればどうか。

【要綱案（修正版）】

- ・削除

13. 制度の根拠

要 綱 案（アンケート時）	備 考
13. 制度の根拠 （１）本制度の骨子となる部分については協会規則において規定し、具体的な運用方法等についてはガイドラインにおいて定める。	・協会規則としては、「 <u>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u> 」、「 <u>有価証券の寄託の受入れ等に関する規則</u> 」又は本制度のために新設する規則のいずれかが考えられる。

（ご意見等）

各社から特段の意見は無し。

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
11. 制度の根拠 本制度の骨子となる部分については協会規則において規定し、具体的な運用方法等についてはガイドラインにおいて定める。	・協会規則の <u>手当て</u> としては、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の <u>改正</u> 又は本制度のために規則の新設のいずれかが考えられる。

14. その他

要 綱 案（アンケート時）	備 考
14. その他 （１）日本版 ISA の対象となる投資信託も本制度の対象とする。	・ <u>同一銘柄で課税玉、非課税玉が混在している場合、課税玉、非課税玉を分けてトータルリターンを計算、通知する、又は、課税玉と非課税玉を合算してトータルリターンを計算、通知する、のいずれでもよい。</u> Q1：同一銘柄を、特定口座と一般口座で保有している場合も、同様に、別々に計算、通知する、又は、合算して計算、通知する、の

	いずれでもよいことによいか。
（ご意見等）	
A1	
・併記で問題ないと思われます。（他、同様の意見 8 社）	
各種意見	
・ISA口座は趣旨として、資産形成であるため、趣旨に沿った専用の投資信託が設定される可能性が高く、今回の「トータルリターン通知制度」とは切り離すべきと考える。 但し、口座内で運用される投資信託が損益の認識が難しくなった際には、含めるとし、当初は対象外とするのがよいと考える。	

【要綱案（修正版）】

要 綱 案（修 正 版）	備 考
12. その他 （１）日本版 ISA の対象となる投資信託も本制度の対象とする。	・顧客が、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座、特定口座と一般口座で同一銘柄を保有している場合、それぞれの口座で分けてトータルリターンを計算、通知する、又は、合算してトータルリターンを計算、通知する、のいずれでもよい。

以 上

資料 2

トータルリターンの計算、通知の制度要綱案（修正版）

（注）本資料はワーキングでの議論の為に作成されたものであり、ワーキングでの議論に基づき、今後、内容の変更が見込まれます。

要 綱 案	備 考
1. 本制度導入の趣旨 顧客の適切な投資判断のための環境を整える観点から、顧客が保有する個々の投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含むトータルリターンを把握することを可能とするため¹、トータルリターンの計算及び通知に係る制度を導入する。	・トータルリターンを表現する用語については、「投資損益」、「運用損益」、「累積損益」等、各協会員が適当と考える表現を使用してよい。
2. 対象とする投資信託の範囲 （1）本制度は、投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。以下同じ）が行われたものを対象とする。 ※以下、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託」と言う。	・契約型の投資信託及び外国投資信託に加え、会社型の外国投資証券も対象とする。 ・いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。 ・外国不動産投資証券（REIT）は、（1）の段階では対象外としない（海外上場銘柄は、（2）①で対象外となる。）。 ・外国投資証券を対象とする一方で国内の投資証券を対象外とすることでよいかは、今後の検討課題。
（2）上記（1）に該当する投資信託であっても、以下に掲げるものは本制度の対象外とすることができる。 ① 取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われている投資信託	・商品性や価格について周知性が高く、トータルリターンを通知する必要性が低いと考えられるた

¹ この表現は金融庁投信ワーキング報告書を参考とした。

要 綱 案	備 考
② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得する投資信託 ③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有する外国投資信託² ④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。） ⑤ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項にそれぞれ規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第 13 条の 20 に規定する通知）される投資信託、及びこれらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託	め、いわゆる ETF（上場投資信託）や上場不動産投信（リート）は対象外とすることができる。 ・別途運用成績が定期的に通知されているため、いわゆる SMA やファンドラップ等は対象外とすることができる。 ・時価の変動がなく、トータルリターンの通知になじまないため、いわゆる MRF や MMF（外貨建てを含む。）は対象外とすることができる。 ・利金・償還金での自動買付等があること、また、基本的に決算時点での元本を超える部分を全額分配金として払出し、元本金額で追加設定することとなっていることから、トータルリターンの通知になじまないため。 ・左記④に外国投資信託は含まれない。 ・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・「これらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託」としては、ミリオンが想定される。

² 金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号を参照した。

要 綱 案	備 考
⑥ 確定拠出年金（確定拠出年金法第 2 条第 1 項に規定する確定拠出年金）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託 ⑦ 協会員が顧客から保管の委託を受けた又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託のうち、当該協会員との間で買付け契約を締結したものではない投資信託 ただし、合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記（3）のとおり取り扱う。	・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・累計買付金額や累計受取分配金額が把握できないため。 ・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管を含む。）された投資信託は、当該顧客が自社において買付けを行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として計算対象としてもよい。
（3）協会員の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、可能な限り被合併会社又は分割会社から情報を引き継ぎ、トータルリターンの計算、通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの計算、通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算において考慮しない等の対応を行うことができる。	・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の分配金を考慮しないことも認めることとする。
3. 各種投資信託等の取扱い （1）アンブレラ型ファンド サブファンド毎にトータルリターンを計算、通知する。 （2）ブルベア型ファンド	・ブルベア型ファンドも対象とすることでよいかは、

要 綱 案	備 考
5. トータルリターンの計算方法 (1) 以下の計算式により算出された金額をトータルリターンとする。 (「①計算時点の評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」)－「④累計買付金額」	・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。
(2) 計算式における国内投資信託の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ①計算時点の評価金額とは、当該投資信託の計算時点の基準価額に当該顧客の計算時点の保有口数を乗じた金額とする。 計算時点の評価金額＝〔計算時点の基準価額〕×〔計算時点の保有口数〕÷〔計算口数〕 (注) 基準価額に代えて解約価額を用いてもよい。	・解約価額は新聞等で確認できないため、解約価額を用いる場合は、その旨を明記する、又は予め周知するよう努めるものとする、といった措置が必要かは、今後の検討課題。
②累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕 分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（分配金率×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕 (注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加えてもよい。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも加えること。 (注2) 分配金受取金額は税引前の金額を用いてもよい。	・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額をいう。
③累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕	・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額をいう。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保金額を引いた価額をいう。

要 綱 案	備 考
売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕	
④累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額（販売手数料及び消費税額を加算した額）の累計をいう。よって、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が追加買付を行った場合は、当該追加買付における買付金額を含む。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕 （注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加える場合は、累計買付金額にも再投資分を加えること。	・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。
（３）外国投資信託の各計算要素の数値は、上記（２）に準ずる。	
（４）外貨建の投資信託については、建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算、通知する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算、通知してもよい。	・建通貨（外貨）ベースでのトータルリターンの計算とした場合に、当該通知に加え、各社において円貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することは妨げない。
６．通知の方法 （１）以下のいずれかの方法により、計算基準日現在で顧客が保有しているすべての投資信託（本制度の対象となる投資信託に限る。）のトータルリターンを通知する。^３	

^３ ①～④の記述は、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第 17 条第 1 項を参照した。

要 綱 案	備 考
①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、④に該当する。
（2）上記（1）②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うことでよいこととする。	・同意の方法は問わない（口頭又は書面（電子的方法を含む。）のいずれでも良い。）が、ファクシミリで送ること、電子メールで送ること又は顧客専用画面に表示することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、同意の方式は、オプトアウト方式（例えば、ホームページでの通知を原則として、顧客からの申し出がある場合に限り書面で送る方法）の同意でも良い。
（3）通知の具体的な方法（他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等）については定めない。	
（4）本制度の開始後、3年間は、上記（1）にかかわらず、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①～④の方法のいずれでも良い。	
（5）上記（1）④又は（4）の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が本制度の	・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）

要 綱 案	備 考
開始後に新たに投資信託を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面（電磁的方法を含む。）により顧客に通知する。	に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、事前に顧客への周知を必要とする。
7. 通知の頻度及び計算基準日 (1) 上記6.(1)の方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。 トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。なお、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャンネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。 また、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。 (2) 上記6.(4)の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。	・通知の頻度について、年複数回の頻度（例えば、3ヵ月に1回以上）とすべきかは、今後の検討課題。 ・計算基準日は、各社が任意で定める。 ・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上更新すれば良い。 ・顧客への照会に回答する場合でも、トータルリターンの計算は年1回以上行えば良い。
8. 通知の内容 (1) 顧客に対するトータルリターンの通知には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。 ①投資信託の名称 ②計算の基準日 ③評価金額 ④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額	

要 綱 案	備 考																
⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会が必要と認める事項（例、保有口数、基準価額（又は解約価額）等） （注）通知に当たり、「評価金額」、「累計分配金額」、「累計売付金額」、「累計受取金額」、「トータルリターン」等と別の用語を用いることができる。 <記載例> 計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日 <table><tr><td>投資信託の名称</td><td>評価金額 [A]</td><td>累計受取分配金額 [B]</td><td>累計売付金額 [C]</td></tr><tr><td>〇〇投資信託</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td></tr><tr><td>累計買付金額 [D]</td><td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td></tr><tr><td>XXX 円</td><td colspan="3">XXX 円</td></tr></table> *本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円			・累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																
（２）上記（１）にかかわらず、上記 6．（４）の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記（１）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、少なくとも上記（１）①、②及び⑥について回答すればよい。																	
9．計算期間 顧客が継続して 10 年以上保有している投資信託については、トータルリターンの計算、通知の対象外とすることができる。	・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から 10 年以上継続して保有している場合には、対象外としてもよい。 ・各社の判断により、10 年を超えてトータルリター																

要 綱 案	備 考
	ンを計算、通知をすることはできる。この場合、計算方法等について本制度に定められた方法等に従う必要はない。
10. 本制度の適用について (1) 本制度の開始日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知しなければならない。⁴【義務規定】	・ 想定されるスケジュールは次のとおりである。 ①パブコメ開始：25 年 5 月 ②制度の決定、公表：25 年 6 月、7 月 ③制度の開始：26 年 10 月、11 月、12 月の月初⁵ ・ 制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄を制度開始後買付けた（追加購入した）場合、正確な計算ができないため対象とはせず、制度開始日以降に新たに買付けた（新規購入した）投資信託を対象とする。 ・ 制度の開始日は、データの溜め込みを開始する日とする（通知の開始日ではない。）。
(2) 本制度の公表日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知するよう努めるものとする。【努力規定】	・ 本制度の公表日前に顧客が新たに買い付けた投資信託の取扱いについては、各社対応とする。

⁴ 制度開始時は、毎月分配型投信信託及び隔月分配型投資信託のみを対象とするとの考え方は採らない。また、外国投資信託について適用時期を遅らせるとの考え方も採らない。

⁵ 仮に平成 26 年 12 月 1 日に制度を開始した場合、計算基準日を 12 月 31 日としている会社は、平成 26 年 12 月 1 日から 31 日の間に顧客が新たに買い付けた投資信託について、顧客にトータルリターンを通知する必要がある。

要 綱 案	備 考
11. 制度の根拠 本制度の骨子となる部分については協会規則において規定し、具体的な運用方法等についてはガイドラインにおいて定める。	・協会規則の手当てとしては、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正又は本制度のために規則の新設のいずれかが考えられる。
12. その他 (1) 日本版 ISA の対象となる投資信託も本制度の対象とする。	・顧客が、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座、特定口座と一般口座で同一銘柄を保有している場合、それぞれの口座で分けてトータルリターンを計算、通知する、又は、合算してトータルリターンを計算、通知する、のいずれでもよい。
(2) 過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は定めない。	・過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とする。

以 上